

# 福山大学受託研究取扱規程

昭和 62 年 10 月 14 日制定規程第 18 号

平成元年 4 月 1 日改正

平成 25 年 4 月 1 日改正

平成 28 年 4 月 1 日改正

令和 3 年 11 月 10 日改正

(趣旨)

**第 1 条** 福山大学（以下「本学」という。）における受託研究（本学において外部からの委託を受けて行う研究で、これに要する経費を委託者が負担するものをいう。）の取り扱いについては、福山大学経理規程（昭和 50 年 4 月 1 日規程第 6 号）に定めのある場合を除くほか、この規程の定めるところによる。

(定義)

**第 2 条** この規程において使用する用語の定義は、次の各号に定めるところによるものとする。

- 一「受託研究」とは、本学が外部の機関から委託を受けて行う研究で、その研究に係る費用を外部機関が負担するものをいう。
- 二「委託者」とは、受託研究を委託する外部機関をいう。
- 三「部局」とは、各学部、各センター及び各研究所をいう。
- 四「部局長」とは、部局の長をいう。
- 五「研究担当者」とは、直接受託研究を担当する教職員をいう。
- 六「研究担当責任者」とは、当該受託研究を総括する教職員をいう。
- 七「研究協力者」とは、当該研究担当者以外の者をいう。

(受入の基準)

**第 3 条** 受託研究は、当該受託研究が本学の教育・研究上有意義であり、かつ、本来の教育・研究に支障を生ずるおそれがないと認められる場合に限り受け入れることができるものとする。

(申込み)

**第 4 条** 委託者は、受託研究依頼書を社会連携センター長を経由して学長に提出するものとする。

2 社会連携センター長は、関係する部局長に対し受託研究の申込みについて通知する。

(受入れの申請)

**第5条** 研究担当責任者は、受託研究を受入れようとする場合、学長宛の受託研究計画書を委託者と共同して作成し、社会連携センター長の承認を得て部局長に提出するものとする。

2 社会連携センター長は、受託研究契約書雛型を委託者に提示して受託研究契約の条件について交渉し、研究担当責任者の同意を得て作成した受託研究契約書案を研究担当責任者を通じて部局長に提出するものとする。

(部局内審議)

**第6条** 部局長は、受託研究申込書・受託研究計画書・受託研究契約書案を提示し、部局の教授会等に対し受託研究の受入れの可否について審議を求め、審議結果を社会連携センター長に通知するものとする。

(受入れの承認・契約の締結)

**第7条** 社会連携センター長は、前条の審議結果を学長に報告し受託研究受入れの可否について学長の決裁を得るものとする。

2 社会連携センター長は、前項の決裁の結果を受託研究担当責任者には部局長を通じて受託研究承認通知書により、委託者には受託研究決定通知書により通知するものとする。

3 学長は、第1項の決裁により受託研究の受入れが承認された場合、委託者と受託研究契約を締結するものとする。

(研究期間)

**第8条** 受託研究の契約期間は、原則として3か月以上で3年を越えないものとする。

(研究費の納入及び受入)

**第9条** 委託者は、受託研究費を受託研究契約書に定める期日までに、本学に納入しなければならない。なお、原則として、一旦納入された受託研究費は返還しないものとする。

2 受託研究費の額は、研究に必要な直接経費の額と本学の管理等に必要な間接経費相当額の合計額とし、間接経費は、受託研究費の10%に相当する額とする。

(研究の実施)

**第10条** 部局長は、受託研究の実施における責を負うものとし、絶えず当該研究の進捗状況について、研究担当責任者から報告を受け把握しておかなければならない。

2 部局長は、受託研究の安全かつ適正な実施のため、研究担当責任者に対して、適切な指示を与えなければならない。

(研究協力者)

**第 11 条** 研究責任者又は受託研究の委託者のいずれかが、受託研究遂行上、研究担当者以外の参加ないし協力を得ることが必要と認めるときは、双方事前の同意を得た上で、当該研究担当者以外の者を研究協力者として受託研究に参加させることができる。

2 前項により研究担当者以外の者を研究協力者として参加させることについて、相手方に同意を求めた研究責任者又は受託研究の委託者は、当該研究協力者に受託研究の実施にかかる内容について遵守させなければならない。

3 研究協力者は、受託研究に参加するに際して同意書を提出しなければならない。

(設備の取扱い)

**第 12 条** 受託研究費により取得した設備等は、本学に帰属するものとする。

2 受託研究遂行上必要な場合には、本学の施設・設備を受託研究の用に供するものとする。

(変更・中止の申請)

**第 13 条** 受託研究の委託者及び研究担当責任者は、受託研究の内容を変更又は中止する必要が生じたときは、直ちに受託研究変更契約書案を添えた受託研究変更申請書又は受託研究中止契約書案を添えた受託研究中止申請書を、社会連携センター長の確認を得て部局長に提出するものとする。

(変更・中止の部局内審議)

**第 14 条** 部局長は、部局の教授会等に対し受託研究の変更又は中止可否について審議を求め、審議結果を社会連携センター長に通知するものとする。

(変更・中止の承認と契約の締結)

**第 15 条** 社会連携センター長は、前条の審議結果を学長に報告し受託研究の変更又は中止の可否について学長の決裁を得るものとする。

2 社会連携センター長は、前項の決裁の結果を、部局長及び研究担当責任者には受託研究変更許可書又は受託研究中止許可書により通知するものとする。

3 学長は、第 1 項の決裁により受託研究の変更または中止をする旨の承認が得られた場合、委託者と受託研究契約書の記載事項変更に関する覚書又は受託研究中止に関する覚書を締結するものとする。

(報告等)

**第 16 条** 研究担当責任者は、受託研究完了後、受託研究完了報告書と受託研究成果報告書 2 部を作成し、部局長を通じて社会連携センター長に提出するものとする。

2 社会連携センター長は、前項の受託研究完了報告書と受託研究成果報告書を学長に

提出するものとする。

3 社会連携センター長は、第1項の受託研究成果報告書を委託者に送付するものとする。

(研究成果の公表)

**第17条** 受託研究による研究成果は、原則として公表するものとし、公表に先立って、研究担当責任者は、公表の時期及び方法等を委託者と協議して決定するものとする。

(知的財産権の帰属等)

**第18条** 受託研究による発明等に係る知的財産権は、原則として学校法人福山大学に帰属するものとする。ただし、学校法人福山大学と委託者との協議により、その知的財産権の一部又は全部を委託者に譲渡することができる。

(著作者人格権)

**第19条** 本学は、受託研究に基づくプログラム等が創作された場合、当該創作を行った者が著作権法(昭和45年法律第48号)第18条から第20条までに規定する著作者人格権を行使しないように措置する。

(適用除外)

**第20条** 本学は、次の各号のいずれかに該当する場合は、本規程の一部を当該受託研究又は委託者に適用しないことができる。

- 一 受託研究が国、地方公共団体等からの委託又は再委託である場合
- 二 その他、特別な事情がある場合

(事務)

**第21条** 受託研究の契約に関する調整は社会連携センター、経理に関する事務は研究担当責任者が所属する部局の事務室において処理する。

(雑則)

**第22条** この規程に定めるもののほか、受託研究の取扱いに関して必要な事項は別に定める。

附則

この規程は、昭和62年10月14日から施行する。

附則

この改正は、平成元年4月1日から施行する。

附則

この改正は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この改正は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。